



Title	孝の話
Author(s)	狩野, 直喜
Citation	懐徳. 1931, 9, p. 1-12
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/88831">https://hdl.handle.net/11094/88831</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 懷徳 第九號

## 藝文

### 孝の話

狩野直喜(談)

藤塚誠二速記

世間相といつたやうなことを、お話ししたいと思ふ。

十餘年前から新聞を見て感ずることは、御承知の通り、新聞の雜報の中に、親殺し事件といふものが随分多い。統計を見たわけでもないが、一年に子が親を殺すといふ事件は可なり多いと思ふ。降つては兄が弟を殺すとか、弟が兄を殺すとか、つまり父子兄弟間の殺害事件が絶えずある。それが教育のない無智な人に限られて居るかと思ふと、必ずしもさうでない。今日は普通教育が發達して居るから、此等の罪人でも必ず小學校位は出て居る。甚しきに至つては、先年或高等學校の生徒が兩親を殺した事件がある。それで校長は責任を感じて、文部省に進退伺ひを出したといふことを聞いたことがある。

これはどういふ原因から起つて來るか。これも統計がないから何ともいへないが、明治の初め、或は溯つて封建時代に於て子が親を殺すといふやうなことは、全くないことはないが、非常に珍らしいことで、その事件が假に大阪とか京都で起つたとしたら、大阪の市民や、京都の市民は、殆ど天地がひつくりかへつたやうに戰慄したと思ふ。これは根據のないことであるけれども、吾々の聞いて居る所では、昔各藩で親殺の事件がその殿様の在世中に二度とか三度あつた時は、その領内に於ける政治が行届かないといふことで國替を命せられた、國替を命せられても不服をいふことは出来なかつたといふ事である。従つて若しさういふことがあつた時には外聞を憚つて、表面は普通殺人罪のやうにして報告をしたと聞いて居る。併しこれは古老の話であつて、別に歴史的に證據があるわけでもないから、それは斷つて置く。

さういふ具合に倫理關係の犯罪は非常に重いものである。親殺しでなくとも苟も倫理に關する罪であつたら、昔の武士の間では親類縁者皆罰せられた。苟も親類縁者として、さういふ倫理上の罪を犯すやうなことに立ち至るまで、たゞ見て居つたとしたら、大なり小なり譴責を受けることがあつた。所が今日は如何、初めは親殺についてもびつくりして居つたが、この頃はなれてしまつて居る。さういふ事件を新聞にどう書いて居るかといふと、先づその事件を人の注意を惹くやうに大きな活字で書く。新聞は日日起つた事實を書くのが役目であつてそれにつき倫理的の判斷をせんでもよい。だがそ

の書振りを見ると、多くの場合に、こんな大罪を犯したけれども、それには親の平常の仕打が冷酷であつたとか、或は環境のために勢ひさういふことにならざるを得なかつたといふ風に書いてある。必ずしも親を殺しても致方ないとは書かないけれども、昔の人が天地がひつくりかへつたやうに戦慄したのとは、まるで違ふ。一般の讀者も亦た自然にさういふ風な考へになつてしまつて居る。

今私は委しく知らないが親殺を普通殺人罪より區別して別に科條を設けず、殺人罪のうちて親殺ならば裁判官が加減して重に従つて刑を加ふる具合に止まつて居ると思ふ。併し儒學の思想からいへば君父共に重い。春秋公羊傳に『君親ニハ將無シ、將スレバ誅ス』といふことがある。『將』といふことは所謂『まさに』といふことで、豫備行爲のことである、人の臣子たる者が君や親に對して害を加へたら無論のことであるが、所謂未發で豫備をしたゞけでも刑に處せられる。刑といふことは罪である、これは春秋の大義で犯すべからざるものである。今日は法律の觀念も違つて來たから、そんなことはないと思ふが、忠孝といふことを道德の基礎として考ふれば忠孝の對象となる君と親との區別はない。又儒學には『孝悌ハ其レ仁ノ本カ』(論語)『堯舜ノ道ハ孝悌ノミ』(孟子)といふこともある。儒學は人情に基いて基礎を孝悌に置いてゐる。親子の間程親くして美しいものはない。親が子を愛する、子も親を慕ふ、その情といふものをよく廣めて行けば、孟子の所謂擴充すれば天地の大徳である、仁が出來るわけである。教育を受ける人でも受けない人でも、自然にもつて居る親子の愛といふものがなか

つたならば、とてもその人の道徳、政治の發達を希望した所で出來ぬわけである。

そこで昔の政治の根本といふものは儒學では、徳治とか禮治とかいふことがある。それをもつと具體的にいへば孝治といふ。『聖朝孝ヲ以テ天下ヲ治ム』などいふのは即ちそれである。結局天子が躬ら孝を行うて、萬民に範を御示になる、もつと具體的にいへば、天子は四海に君臨して此世で最も尊い方ではあるが子として祖宗に對せられ、又皇太后に對せらると矢張下民同様に孝道を盡くさるのである。(尤も孝の極致に於いては天子と卿大夫士庶人と違ひはあれど)それで御承知の通り漢の天子の諡を見ると、孝惠、孝文、孝景、孝武などいふやうにすつと孝といふ字をつけて居る、漢以後亦然りである。

畏れながら日本でも孝の字が天皇の諡となつて孝—天皇と申上る方が澤山御坐せらるるのも要するに孝を以て天子の大徳、政治の根本と見たからである。

そこで、この孝治の思想が古昔支那の制度法律の上に如何に現はれたかといふに、君親は將無しといふやうな原理から見てもわかるし、又歴代の法律を見てもわかる。手近くは清朝の法律を見ると十惡といふものがあつて、あらゆる大罪を十に分けてある、

一、謀反、社稷を危くすることを謀る、

二、謀大逆、宗廟、山陵、宮闕をこぼたんことを謀る、

三、謀叛、本國に叛いて密かに他國に從はんことを謀る、

四、惡逆、祖父母、父母、妻の祖父母を毆死及び謀殺、伯叔父母、姑、兄姉、外祖父母、及夫を殺す。

五、不道、

六、大不敬、

七、不孝、これは惡逆より比較的罪の輕いもので、祖父母、父母等の何か惡い事をしたことを人に告げるとか、或は呪咀するか、親が早く死ぬる様に願文を立てるとか、或は早くくたばつたらよいといふやうに罵詈をするか、その人の死ぬることを希望するといふやうなこと、或は父母を遺棄して養ひをしないといふやうなことも不孝である。或は父母の喪を早く解いてしまふといふやうなこと。その他色々なことである。

八、不睦、

九、不義、

十、内亂、内亂といふのは、親族間で姦通することである。

この十惡といふものが定められてある、

犯罪を性質からいへばこれが一番惡いといふことなのである。例へば大赦といふやうなことがある

場合、必ず斷りがあつて十惡に關するものは大赦はない、

一般の制度に關することからいふと、孝といふものを、ともかく人間道德の根本的なものと考へた結果として、例へば茲に孝子があるといふやうな場合、地方官からそのことを天子に上奏すると、その門閭に旌表する、そして末代にその孝を傳へるために、町の入口にその人の碑を建てて、それが若し農民であつた場合には地租を免せられる、さうして其事蹟は史官に廻はされて孝子傳の中に入る。日本も昔唐の制度を御採用になつたので、門閭に旌表するとか、地租を免せられたことが、國史によく見えて居る、日本人は支那の惡口ばかりいふのであるが、支那の地方官が自分の任期中の面目をよくするために、一種の虚榮といふか、なるべく自分の領分内から孝子を多く出さうと、孝子でもないものを孝子としたので、あまりに旌表が多かつたのである。支那を旅行して見ると、方々にその碑があるがそんなに多いことはない筈だといふ。苟も地方官が自分の政治の結果として、親孝行の人が自分の任期中に多かつたといふことを一番に誇りとすることは、實に感心なことではないか。縦しそれが虚榮心で餘計造り過ぎて、そんなに悪いことではなからう。今の地方官でそんな舊式な考へをもつて居る人は一人も居らないだらうが、若しさういふことを考へて居る人があると、實にえらい人である。所がなか／＼そんな人はない、支那の歴史を見ると正史二十四史ありといふものの中には、孝義傳、孝行傳、孝感傳などいふものが必ずあつて、孝子の事蹟が出て居るが、それは地方官の報告によつて書いたものである。

一般の官吏は 天子が萬民の標準と思つておいでになるやうに、その領内の人民に範を垂れる人であるから、孝を勧めなければならぬ。そこで支那では官吏の父母が亡くなつた場合、三年の喪は長いから、(實際は二十七ヶ月)その時には辭表を出す。天子は子たるもの、情を汲取られて、必ず辭表は聽届けられる。これも今日からは段々批評があつて、親が死んだために職をやめるといふことは、私情にかられて公務を疎かにするうらみがある。親が死んで辭表を出すといふことは、甚だ勝手なことであるといふのである。けれども文武官でも戦争の場合には、喪服を着ながら出ることになつて居る。戦争の時は別である。文官でも非常な重要な地位に居ると、他人を以て代へることの出來ぬ場合がある、その時には或る僅かの間家に引籠つて、それから役所に出て事務を執る、その場合でも辭表は聽届けられて本官にしない、その代り何の官の心得といふことにする。さうしてその喪の期間がすむと本官に復することになつて居る。一家の私事で辭職を願ひ出てこれを許されると同時に、又その反對に自分の地位を離れたくないといふ考へから父母の喪をかくす者がある。そんな者が居れば國法に觸れて罰にあふ、それは非常に恥辱なのである、他の言葉でいふと、官吏が父母の喪によつて辭職を願ひ出てこれを聽届るといふことは、朝廷の恩典であるが、これと同時に官吏となつて、さういふ場合に辭職するといふことが、當然の義務となつて居る。何故かといふと、孝を以て天下を治める天子を輔翼し奉り、直接其御趣意を人民に取次ぐ地方官が、自分で孝をしなかつたら、何もならない。その天

子の御趣意を人民に傳へるのみならず、これを所謂孝悌の道を實行して、良風美俗を作るといふことが、これが第一の責任になつて居る。これは勿論官吏が自ら孝をすることが必要である。口先ばかりで人民にどんな良いことをいつても、良い結果は生ずるものでない。古今東西を論せず天子の思召が人民に貫徹せず、實行出来ないのは、大概中取次をするその人間が不心得であるからである。自分が行ふことが出来ぬからである。

今日の思想からいふと、親の喪に遭ふて辭職するといふことは、官吏として己れの官職を輕んじ、公務を疎かにすると見わるが、重要な地位に居つて、他人の代はることの出来ぬ場合には、心得の名義を以てやる。その外一般官吏であれば、その人が暫くの間その地位を退いてもこれを補充することはわけはない、支那では官吏の資格者は澤山居るから、すぐこれを補充することが出来る、併し斯ういふことになつて居る。親の喪で暫く官を退いた人が、喪がすむと補缺の一番優先權をもつて居る。これは支那の制度の特種なものである。日本でも昔唐の制度を御採用になつた時代は、その通りであつたやうである、それは大寶令の中の假寧令といふものに、詳しい規定が出て居る。

もう一つ述べたいことは、支那に於ては凡そ文武官には、朝廷からその官位に對して、それ／＼配偶者にも相當の禮遇を賜はるが、配遇者のみならずその尊屬即ち父母、祖父母、曾祖父母が之れと同じき禮遇を賜はる、例へば朝廷に何か御慶典があるといふやうな場合、その時に文武官へその品級稱

號を下さる。例へば清朝の制度では官吏が一品であれば之れに對して光祿大夫、又其配遇者には一品夫人といふやうに上下十七階級に分れて居るが、本人及び配遇者に賜はるものと同一のものが本人の父母、祖父母、曾祖父母に賜はるのであるが、一品官となるには本人も相當の齡となつて居るから多くの場合に父母は存命して居らぬ。況んや祖父母以上の尊屬はない譯でその時には贈といふ字をつける、又一品の如き高官の場合には曾祖父母まで遡るが、官位の高下に從ひ、溯る尊屬の級次が狭くなり、三代、二代から一代となり本人及び配遇者に賜はるものと同一のものを唯父母だけに賜はる場合がある。もつと下になると、元來官位が低いものであるから、本人及び配遇者だけに下さることがある、併しさういふ場合には、本人から私は斯ういふ榮譽を戴いてありがたう存じますが、私の榮譽を父母に譲りたいと願出れば勿論これは御許になる。

又大官で國家に著しき功勞を立てたら、本人の官と同一のものを、三代まで溯つて賜はり曾祖母、祖母、母まで本人の配遇者に同じき待遇を下さる。斯ういふ場合にも無論これを受けるものは多く亡くなつて居るが、官といつても官名に過ぎない。たゞその位牌に書くだけである。爵も同様である。これは全く孝治主義、儒學の思想から出たものである。

支那の人の考へでは凡そ人の子たるものが君に仕へて巧業を奉るといふことが、上に對しては忠となり、親に對しては孝となるといふ考へである、忠孝一致とはこのことを申すのであつて、親の名を

揚げ、その家の譽れを顯はすことである、それで孝經にも「身ヲ立テ道ヲ行ヒ。名ヲ後世ニ揚ゲ以テ父母ヲ顯スハ、孝ノ終リナリ」といふことが書いてある、孝としてはこれより大きなものはない。そこで朝廷ではその人の子たるものゝ情を御斟酌になつて、さういふ規定が出来て居る。もう一つの理由は矢張儒學の思想から來て居るものであるが、臣が君に仕へてどんな功業を立てゝも、これを以て自分の腕でどうした斯うしたといふことを考へるものでない、若しそれを聊かたりとも自分の誇りとしたら、それは本當の臣たる道とはいへない。この手柄は自分の手柄ではない。これは第一我が君の御聖徳、御稜威の然らしむる所である、その功業を天子に差上げて、自分がこれに居らんといふのがこれが臣の道である、で子が親に對しての考へもさうであつて、自ら朝廷に仕へて榮官榮爵の下に居りましても、これを自分の腕前で斯ういふ地位に達したとは思はない、これは全く父祖のお蔭である、父祖の教育によつて斯ういふ功名を得たものである、さういふ風に考へ、或は考ふべきである。そこで若し自分が官位ある身分となつて非常な榮譽を得ても、その父母、祖父母、曾祖父母、たる者が平民であつて、朝廷に對しては自分の方が上に居ことは、心苦しく感ずべきである、平氣で居つてはいけないといふことになつて居る。それで朝廷ではその情をお汲取りになつて、本人と同じ榮譽を下される。

さうすれば必ずしもそのえらい子の尊屬親がわらいわけではないし、又國家に別に功勞がありはし

ないから、弊害が起りはしないかといふ論もあるが、實際問題としては、殆んど多くの場合死んでお  
ないで、たゞその人人の位牌に書くだけである、だから實際の弊害はない、又爵もさうであつて、支  
那では子孫に傳はる爵と傳らない爵とがあるが、假に爵を戴いた人が、その爵が後に傳はるものであ  
つたら、その子孫がその爵を汚すといふこともあらう。けれども死んだ親に對して、後に傳らない爵  
を貰つたのであれば、何もその爵に對して汚すといふことはない。

これは外の話であるが、支那に行つた人は孔子の廟に行かれるだらうが、孔子の廟は御承知の通り  
孔子が真中にあつて、その横に配供十人、東西兩廡其處には、昔からの道徳學問の勝れた人が祀られ  
てあるが、その裏の方に崇聖祠といふ一つの建物がある。其處には孔子の父母及び先祖（孔子の父よ  
り以上五代）子思の父、顔回の父、曾子の父、孟孫子などが祀られて居る。これもやはり先にいつた  
同じ主義から來て居る。孔子はえらい方で萬世の師として尊ばれる人であるから祀られて居る、けれ  
ども假に祀られる孔子の心となつて考へて見ると、自身が祀られるといふことは喜ばれなからう、併  
しお父さんお祖父さんが祀られて居るといふことは、孔子も喜ばれて居るに違いない。顔回だつて同  
じことである。つまり自分一人が人から祀られて、尊ばれ、ば尊ばれる程心苦しい、これは子たるもの  
考へである私は藤樹神社へ參拜した時に、神社の關係者の方に愚見を述べて置いた、御承知の通り  
藤樹先生は親孝行の方であつた。儒者で親孝行でない人はないが、特に藤樹先生は孝行であつた。又

お母さんも賢夫人であつたが、私の願ふ所は藤樹先生を祀つたら、その横かうしろに何故お母さんを祀らないかといふのである。さうすれば藤樹先生の靈がどんなに喜ばれるか知れない、藤樹先生は一人で淋しく心苦しく思はれてゐるであらうと思ふ。その時關係者の人は、それは氣がつかかなかつた、さうしたいものであるといつたが果してさうなつたかどうかは知らない、それは今の日本の制度から考へると大變違ふから、敢て私はいはないが、とにかく支那の孝治といふ理想を推し擴げて行けばさうなるものである。

只今は孝道といふやうなことをいへば、たゞ一概に徽が生れて居るといふが、失禮ながら今の行政に關係する人でも、それだけ重きを置いて居らぬかも知れない、けれども日本の國體から考へると、所謂忠孝一致といふことが、これが我國の道德の根本であることを考へて貰ひたい、法制の上にもやはりそれが加はらぬといけない。

私は最後にいふが、今いつたやうに支那の制度をそのままにせよとはいはないが、その意味を多少加へないといかない、それでなければ我國の良風美俗といふものは亡びてしまふと思ふ。終り